

# 介護保険用料金表

恵み野訪問看護ステーション「はあと」

2020年 4月より

サービス内容略称 算定項目	算定条件	単位数	自己負担額 1割の場合
訪問看護Ⅰ 1 訪問時間 20分未満 (単独利用不可・週1回以上の30分以上の訪問看護と併用)	営業時間内	312単位	312円/回
	早朝(午前6時～8時まで)	390単位	390円/回
	夜間(午後6時～午後10時まで)		
	深夜(午後10時～午前6時まで)	468単位	468円/回
訪問看護Ⅰ 2 訪問時間 30分未満	営業時間内	469単位	469円/回
	早朝(午前6時～8時まで)	586単位	586円/回
	夜間(午後6時～午後10時まで)		
	深夜(午後10時～午前6時まで)	704単位	704円/回
訪問看護Ⅰ 3 訪問時間 30分以上1時間未満	営業時間内	819単位	819円/回
	早朝(午前6時～8時まで)	1024単位	1024円/回
	夜間(午後6時～午後10時まで)		
	深夜(午後10時～午前6時まで)	1229単位	1229円/回
訪問看護Ⅰ 4 訪問時間 1時間以上1時間30分未満	営業時間内	1122単位	1122円/回
	早朝(午前6時～8時まで)		
	夜間(午後6時～午後10時まで)	1403単位	1403円/回
	深夜(午後10時～午前6時まで)	1683単位	1683円/回
理学療法士による訪問	1回20分・40分迄 日中のみ	297単位	297円/回
加 算 算 定	長時間訪問看護加算 訪問時間1時間30分以上の場合	訪問看護Ⅱ 4の単位数に加算	300単位 300円
	初回加算	新規ご利用時のみ	300単位 300円
		退院時共同指導加算 の開催有無によりどちらか一方	600単位 600円
	サービス提供体制強化加算	1回の訪問につき	6単位 6円/回
	複数名訪問加算 同時に2人の職員で訪問	1回の訪問につき30分未満	254単位 254円/回
		30分以上	402単位 402円/回
	緊急時訪問加算	1ヶ月につき	574単位 574円/月
	特別管理加算Ⅰ 気管や体にカテーテルがある場合など 特別管理加算Ⅱ 在宅酸素や褥瘡ストマがある場合など	1ヶ月につき	500単位 500円/月
			250単位 250円/月
	看護・介護連携強化加算	1ヶ月につき	250単位 250円/月
ターミナルケア加算		2500単位 2500円/当月	
☆訪問にかかる交通費	恵庭市・千歳市・北広島市内については不要。		
☆ その他 衛生材料・オムツ代や医療上実費となる処置材料・死後処置に関わる衛生材料などに関しましてはそれぞれの実費を請求させていただくことがあります。			

★ 緊急時訪問看護加算について・・・計画的に訪問になっていない緊急訪問を行った場合は、所要時間に應じた所定単位数を算定し、訪問の時間により早朝・夜間/深夜の加算が付きまます。

★ 訪問看護利用料は月末まとめて翌月はじめのご請求となります。訪問看護師が、訪問看護に伺う際に請求書兼領収書をお持ちいたしますので、訪問した看護師へ支払うか(この場合、領収書は事務処理上後日お返しになります)又は来院時に訪問看護室「はあと」にてお支払いください。

◎ 領収書は再発行いたしかねます。なくされませんよう、お願いいたします。